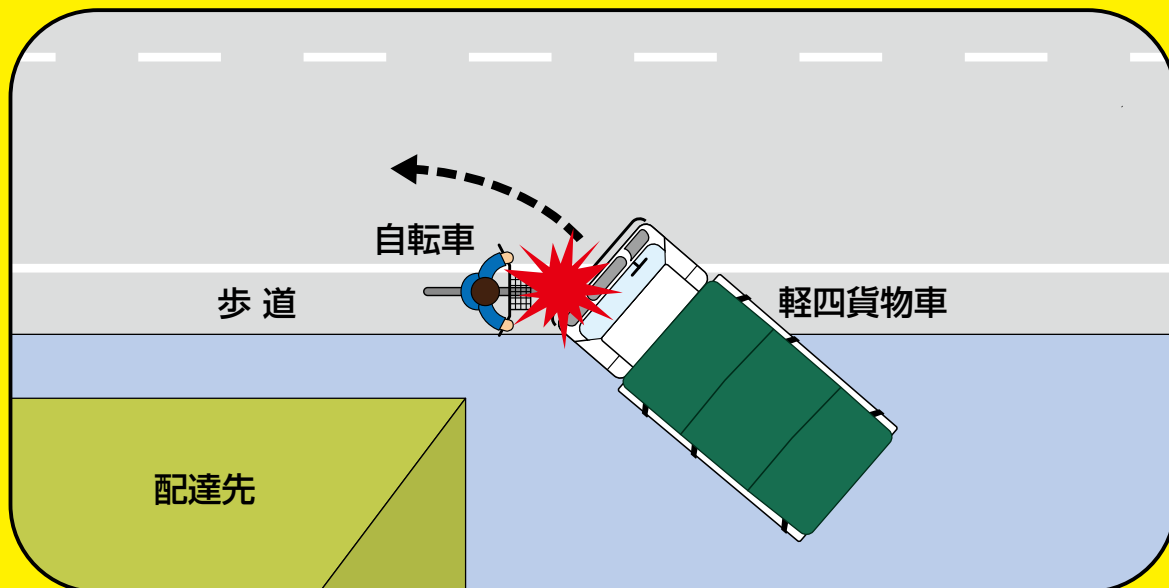


道路への出入りは、歩道の直前で一時停止し、安全確認！

～軽四貨物車が道路に出る際歩道を進行していた自転車と衝突～



どのような場所か…

路外施設（配達先）と車道の間にある歩道上。

どのような事故か…

軽四貨物車が路外施設から道路に出る際、安全確認が不十分で歩道を通行してきた自転車と衝突した軽傷人身事故。

原因は……

安全不確認。

この事故を防ぐためには…

つい車道の車等に視線がいった、歩道上の安全確認が不十分になっていませんか。

歩道上にはいつも誰もいないと油断していませんか。

一時停止して、歩道上を良く視て安全確認を行い、「危険予知・防衛運転」を心掛けましょう。

《事故防止上の注意点》

- 一時停止
路外施設に出入りするため、歩道を横断するときは、その直前で必ず一時停止しましょう。
歩道上に歩行者等がいなくても一時停止しなければなりません。
(道路交通法第17条第2項)
- 安全確認
道路に出ようとするドライバーの視線は車道へといきがちで、直近の歩道上の危険（歩行者・自転車）を見落とし易いです。
落ち着いて油断せず、確実に安全確認しましょう。
- 余裕を持った運転
十分計画を立て、焦らず余裕を持った運転をしましょう。焦りは、相手の見落とし、速度超過、あおり運転等となり、事故に直結します。



YONKOKYO

事故事例ニュース

第301号

四国交通共済協同組合
安全対策部

坂出市番の州公園6番6号

(安全対策部直通)

0877-85-7992

電話0877-44-4416代

路外の出入り 一時停止 安全確認